点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置	府省名	内閣府
根拠となる法令	■法律　□政令　□府省令　□告示　□その他		
	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律		
規制の区分	■新設等　□緩和　□廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
規制の目的、内容及び必要性		■説明あり　□説明なし	①
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	②
	行政費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	③
	その他の社会的費用	□金銭価値化　□定量化　□定性的記述　□負担なし　■分析なし	④
便益の分析		□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□分析なし	
費用と便益の関係の分析		□費用便益分析　□費用効果分析　□費用分析　■定性的な分析　□分析なし	※
代替案	代替案の設定	□設定あり　□想定される代替案なし　■設定なし	⑤
	代替案との比較	□費用・便益で比較　□費用で比較　□便益で比較　■比較なし	
レビューを行う時期又は条件		■設定あり　□設定なし	

【課題の説明】

①　規制の目的、内容及び必要性

ア　規制の内容について、（ｉ）所有者が土地を有償で譲渡しようとする場合の関係市町村への届出義務、（ii）（ｉ）の届出及び所有者が地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出をした場合の一定期間（３週間）の土地の譲渡制限としているが、改正後の駐留軍用地返還特措法第 14 条第５項において定められている地方公共団体等との土地の買取りの協議に応じる義務について、評価書における説明が不十分である（本項目については、内閣府から別紙のとおり補足説明がなされた）。

イ　公有地拡大推進法等に基づく既存の土地取引に関する届出等の類似制度では本政策の目的が達成できないことについて、評価書における説明が不十分である（本項目については、内閣府から別紙のとおり補足説明がなされた）。

②　遵守費用

ア　遵守費用について、事前の届出に係る費用を挙げた上で「既存の土地取引に関する届出等の制度があり、大きな負担とはならない」と記載しているが、本件規制がなければ既存の土地取引に関する類似制度に基づく事前届出の対象となっていた場合等を除き、新たに届出書類一式を作成する負担が生じることになるため、「大きな負担とはならない」とする根拠が不明である。

イ　遵守費用について、発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。

　具体的には、評価書記載の費用の他にも、地方公共団体等との土地の買取りの協議に係る費用（改正後の法第 14 条第５項）が発生することが想定される。

③　行政費用

行政費用について、発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。

具体的には、評価書記載費用の他に、土地所有者との土地の買取りの協議に係る費用（改正後の法第 14 条第５項）、罰則規定（改正後の法第 32 条）に該当していないか確認するための費用が発生することが想定される。

④　その他の社会的費用

その他の社会的費用について、便益の内容が記載されており、適切に記載されていない。

なお、その他の社会的費用の内容が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。

⑤　代替案の設定

代替案について、「関係市町村の長への届出を義務としない」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。

なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある（本項目については、内閣府から別紙のとおり補足説明がなされた）。

※　費用と便益の関係の分析が、本来、本評価書における「５　政策評価の結果」の項目に記載すべきところ、便益の項目に記載されている。

【点検結果表の別紙】

≪内閣府の補足説明≫

①　規制の目的、内容及び必要性

ア　買取りの協議に応じる義務の規制の内容については、買取りの協議通知を受けることで協議に応じる義務が生じるが、その義務は通知を受けた日から３週間だけ続くものであり、その期間は(ⅱ)の譲渡制限がかかることになる。また、その制限期間が過ぎると協議に応じる義務も消滅することになる。そのことから、買取りの協議に応じる義務は(ⅱ)一定期間の譲渡制限の一体の手続であると考え、その概略を記述したものである。

イ　公有地拡大推進法等に基づく既存の土地取引に関する届出等の類似制度のスキームは類似するものではあるが、目的・趣旨が異なることに加え、公有地の割合が低いなど沖縄の駐留軍用地の特殊性に鑑み、対象の範囲及び要件を新たに設定するとともに、地方公共団体等が適切に公共用地を先行取得する機会を得られるようにするための制度として創設したものである。

⑤　代替案の設定

代替案として、届出を義務としない以外に想定されるものとしては、届出制度を創設しないことが想定されるが、その場合、土地取引の機会を得るという目的の達成が困難になり、制度の趣旨と異なるため、代替案としては届出を義務としない以外はないものと考えている。

したがって、本措置において届出を義務としないと仮定すること以外に代替案を設定することは困難と考えている。